

令和 7 年度

鋼構造物調査補助業務

特記仕様書

令和 7 年 1 0 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、鋼構造物（杭式栈橋）の防食状況及び水質状況の現地調査補助を行うものである。

2. 履行場所

神奈川県川崎市川崎区東扇島 32-3 地先 川崎港東扇島 7 号岸壁
（履行場所の詳細情報は参考資料を参照）

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は、休日として設定している。

4. 貸与物件

- （1）貸与物件は、表 1 のとおりとする。
- （2）受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。
- （3）受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表 1 貸与物件

品 名	品質、規格等	単位	数量	引渡場所 返還場所	引渡時期 返還時期
ポータブル マルチ水質計	東亜 DKK 製 MM-41DP (測定ケーブル 10m)	台	1	港湾空港 技術研究所	調査職員との 協議による

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和 7 年 4 月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

本業務の実施に先立ち、調査職員と確認のうえ実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 電気防食調査

5-3-1 構造物の電位測定

受注者は、参考資料の平面図に示す 4 測線において、電気防食工が適用された構造物の電位測定を実施すること。1 測線あたりの測点は 5 箇所（鋼管杭 3 本、鋼管矢板、鋼矢板）とし、各測点において海水面から深度方向へ 1m 間隔で電位を測定するものとする。また、詳細な測定方法は事前に調査職員の承諾を得るものとする。

5-3-2 陽極の消耗状況の調査

(1) 陽極電位

受注者は、陽極電位測定を参考資料の平面図に示す4測線にて実施すること。

なお、1測線あたりの測点は、参考資料の標準断面図に示す5箇所とする。また、詳細な測定方法は事前に調査職員の承諾を得るものとする。

調査の結果、異状が発見された場合は調査職員に報告を行うものとする。

(2) 陽極発生電流

受注者は、5-3-2(1)の測定を実施した陽極に対して、クリップオン電流計を用いた陽極発生電流測定を実施すること。なお、詳細な測定方法は事前に調査職員の承諾を得るものとする。

調査の結果、異状が発見された場合は調査職員に報告を行うものとする。

(3) 陽極消耗量

受注者は、5-3-2(1)の測定を実施した陽極に対して、陽極の周長測定を行い、陽極消耗量を算定すること。なお、詳細な測定方法は事前に調査職員の承諾を得るものとする。

調査の結果、異状が発見された場合は調査職員に報告を行うものとする。

5-4 水質調査

5-4-1 水質分布

受注者は、参考資料の平面図に示す地点において、水質（実用塩分、電気抵抗率）の測定を海水面から深度方向へ0.5m間隔で実施すること。なお、水質の測定には、発注者が所有するポータブルマルチ水質計（東亜DKK製MM-41DP、測定ケーブル10m）を使用するものとする。

5-4-2 海水の分析

受注者は、参考資料の平面図に示す地点において、3深度（水面付近、中層部、下層部）から海水を採取し、pH、塩化物イオン濃度、アンモニウムイオン濃度、硫化物イオン濃度、溶存酸素濃度、電気抵抗率、酸化還元電位、硫酸塩還元菌の8項目を測定するものとする。

5-4-3 底質の分析

受注者は、参考資料の平面図に示す地点において、海底面から土を採取し、底質の臭気程度、pH、硫化物イオン濃度、酸化還元電位、硫酸塩還元菌の5項目を測定するものとする。

5-5 報告書作成

受注者は、上記5-3及び5-4で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

5-6 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回の合計2回行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

本業務で作成した報告書等の電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出するものとする。

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

(1) 本特記仕様書に明記なき事項及び、本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。

また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。

(2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。

(3) 受注者は、現地調査は供用中の橋脚周辺での作業となるため、事前に関係者と十分調整を行うものとする。

(4) 受注者は、現地調査時において、当該岸壁上を往来する車両に十分注意し事故防止に万全を期すること。なお、既存施設等を損傷等させた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で原形復旧するものとする。

以上

参考資料

<位置情報>



Figure 1: Plan view of the water quality investigation area. The diagram shows a rectangular area divided into 10 sections labeled 1BL to 10BL. A scale bar at the bottom indicates 240.0m. Four vertical dashed lines are labeled '測線①' (Measurement Line 1) between 1BL and 2BL, '測線②' (Measurement Line 2) between 2BL and 3BL, '測線③' (Measurement Line 3) between 5BL and 6BL, and '測線④' (Measurement Line 4) between 6BL and 7BL. A red circle marks the '水質調査地点' (Water Quality Investigation Point) in section 4BL.

[illegible]